

資 料

憲法研究における経験的アプローチ

—フィンランド憲法を素材にしたポホヨライネン教授と フサ博士の試論をめぐって—

堤口康博・遠藤美奈

本稿は、フィンランドのヨエンスー大学社会学部ポホヨライネン教授とフサ博士の共著 *Reality, Empirical Methods and Constitutional Law - Methodology, political parties, and the Finnish Constitution-* (Joensuu, University of Joensuu, Department of Social Policy 1997)⁽¹⁾の梗概と、同国における憲法学研究、とりわけ研究方法論における当該論文の意義について紹介しようとするものである。

両氏の論文を本誌に登載するに至った契機は、昨年夏、両氏が遠藤を通じ、当該論文の誌上発表という形で、日本、ことに早稲田大学との学術交流を希望してきたことにはじまる。遠藤は、堤口が構成員として属する早稲田大学大学院政治学研究科の博士後期課程に在籍し、憲法学を専攻する学生で、昨夏までの2か年間、フィンランドのヘルシンキ大学法学部において研究生活を送っていた。遠藤は留学中の研究を通じて両氏とは懇意の間柄であり、橋渡しの役を担うことになったのもそれを機縁としたものである。両氏らの希望は、本誌のルール上、論文の直接的登載という形では実現しなかったが、編集委員会のご厚意によって、このような形で実ったものである。

本稿は、上掲論文に基づき、これを上掲目的に沿って遠藤が書き下ろしたものに、形式・内容の両面から堤口が監修するという形で完成したものである。

(1) 当該論文は、本稿執筆時点では未発表であったが、本稿脱稿後両氏の所属するヨエンスー大学より1997年夏に刊行されることとなった。

はじめに

- 1 ポホヨライネン, フサ両氏の著作 *Reality, Empirical Methods and Constitutional Law - Methodology, political parties, and the Finnish Constitution-*
 - 1.1 当該論文の目的
 - 1.2 法解釈学について
 - 1.3 法解釈学のヘルメノイティクな本質
 - 1.4 憲法習律, 「一般化した」法慣習, 数量的方法
 - 1.5 リアリスティック・アプローチへのひとつの序幕:
フィンランド憲法と政党
- 2 議論の背景と意義
おわりに

はじめに

スカンジナビア諸国の一翼をなすフィンランドは, その東の国境を1200kmにわたってロシアと共有し, 総人口約500万人を擁する共和国である。1917年ソヴィエト・ロシアからの独立を果たし, スウェーデン統治下にあった時代の伝統を保つ現行の憲法機構は, 独立後10余年をかけて確立されてきた。ローマ＝ゲルマン法文化の流れをくむフィンランドでは, ドイツのように憲法を「基本法」(*perustuslaki*)と呼んでいるが, ドイツと異なるのは, 基本法が単一の法典で構成されていない点である⁽²⁾。

さて, この北方の小国フィンランドにおける公法研究の分野で, 方法論に関する議論が活発化している。公法分野の研究の沿革を見ていくと, 方法論を巡る議論は, 過去1960年代末から70年代中葉にかけても活況を呈しており, 目下展開されている論戦は, 斯界でその時代の再来とも認識されている。法曹養成を主眼とする, 伝統的で保守的な法学部教育を受けてきた法曹研究者が採用してきた既存の法解釈学的アプローチに対し, 主として社会科学部に公法講座を設置している大学で公法を取り扱う, 非法曹を中心とする研究者が, 法学研究と社会科学の他分野との連携を主張し, 諸社会科学研究の基礎をなす経験的・

(2) 憲法機構の確立以来, 基本法となっているのは, 1919年の統治章典, 1922年の内閣責任法と弾劾裁判所法, 1928年の国会法, の四法律。これらの法律は, 法文中に自らが基本法であることを明言し, 特別多数を要する基本法制定手続をもってしか改正できない。

数量的手法の従来手法への融合を提唱している、というのが議論の大まかな構図となっている。この構図は20余年前も今も変わっていない⁽³⁾。

本稿は、現在進行中の議論の中から、経験的・数量的手法を公法研究へ導入することを主張するグループの中心的人物、ヨエンスー大学社会学部のポホヨライネン（Teuvo Pohjolainen）とフサ（Jaakko Husa）の新しい論文を紹介することを目的とする。内容を敷衍したのちに、彼らの議論の歴史的背景およびいくつかの注目点などについて述べたいと思う。

では以下にまず、両氏の論の展開に従う形で、論文の内容を紹介しよう。

1 ポホヨライネン、フサ両氏の著作 *Reality, Empirical Methods and Constitutional Law-Methodology, political parties, and the Finnish Constitution*-(4)

1.1 当該論文の目的

当該論文は経験的方法―特に数量的方法―を憲法の学理的研究（＝法解釈学 legal dogmatics）に適用する可能性を検討するものである⁽⁵⁾。両氏の出発点は憲法のリアリスティックな概念把捉（conception）にあり、これは、「ある一定の国家において法規範は現実の権力分立のコントロールに際し無力である」とする G. イェリネック的な思想に負うところが大きい。また彼らの主張における法の二元論的捉え方は H. T. クラミの法二元論に、憲法のリアリスティックな理解は P. カスタリのアプローチに拠る。さらに両氏は、法哲学上のリアリズムに関してアルフ・ロスの見解に支持を表明している。

1.2 法解釈学について

まず彼らは、法解釈学の科学的本質は、それがヘルメノイティクといわれる点にあるとする。ヘルメノイティクとは、人間によって創出されたテキストを

(3) Aulis Aarnio, "Oikeustieteen muuttuminen. Onko sitä tai pitäisikö olla?" *Oikeus* 3/1996, s. 223.

(4) 紙面の都合上、論文の内容紹介での注は、原注のうち重要と思われる引用注、および論を進める上で必要不可欠な本稿執筆者による説明注を示すにとどめた。

(5) ポホヨライネン、フサの両氏は、すべての経験的方法が必ずしも数量的ではないと言うことは十分認識している。しかしながら本論文で彼らは経験的方法を、ほぼ数量的方法を意味するものとして用いている。

扱い、このテキストの意味を発見しようとする営み⁽⁶⁾を指す。ある一編の法律に曖昧さがまったくもって見られない場合、ヘルメノイティクな解釈は必要とされないのであるが、法律はほぼ常態的に、任意に決定可能な複数の選択肢を含む。このことは特に憲法について当てはまり、現実には実定法としての憲法のテキストには解釈を通じてより精緻な内容を与える必要がある。そのゆえに創造的な解釈ヘルメノイティクの可能性が生まれるのである⁽⁷⁾。すべての「先進的法共同体 (developed legal communities)」には、比較的確定された内容を持ち、すでに定着をみた一連の法源と、その解釈原理が備わっている。このようにヘルメノイティクな研究の目標は、解釈を通じて法の意味を明らかにする(あるいは組み立てる)ことであり、そのような研究の結果は、法の「あるべき解釈」についての推奨 (recommendation) として顕現する。

ここにおいて法哲学は、推奨された「あるべき解釈」(recommended interpretation, 以下「推奨解釈」)がその聴衆 (audience) にとって受容しうる (acceptable) ものなのかどうかを吟味し、とりわけ推奨解釈の受容にまつわる数々の困難を検討し説明してゆくことに特段の注意を払ってきている。しかしながら、ポホヨライネン、フサの両氏は、この受容それ自体が、法共同体内で真偽を証明することのできる計測可能な経験的事象なのだ、と主張するのである。

両氏は、憲法上の法解釈がその本質上明らかに演繹的だと認めるにせよ、厳密かつ科学的な諸方法を用いて公理的真理 (axiomatic truths) を導き出せる場合もあることを提示しようとする。例えば事例 (cases) が研究において決定的なソースである場合、その重要な特徴を数的な変数および区分に変換し、数量的に分析することが可能と彼らは考えるのである。

これにより、公理を導き出そうとする意図 (axiomatic design) に基づいて行われる研究において、科学的により安定的で体系的な諸方法が、帰納的証明 (inductive evidence) として憲法上の法解釈へ編入されることになる。このことから、実際の知覚的観察を超えた、経験的方法と結びついた観察という概念を理解する必要が生まれる。裁判所の判決や法的規制も、ひとつの観察結果を構成し得よう。そのような観察の結果得られた知識は、順々に数的な形式に集積し、経験科学特有の方法を用いて分析することができる。憲法それ自体もま

(6) Wilhelm Dilthey, "The Development of Hermeneutics", in *Dilthey's selected Writings*, Cambridge 1976, p. 249.

(7) H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Oxford 1961, p. 209.

た、比較分析用の経験的データとして理解可能なのである。

彼らが主張するのは、かの新カント学派の Sein/Sollen の区分が、とりわけ憲法においては機能していないことが認識されなければならないという点である。これは、憲法および基本法というものが法の範疇を超えた (extralegal) 構成要素をもつためである。憲法上の規定は、一般に極めて概括的で融通性をもつものとして作られているから、著しく広い範囲が解釈によって埋められるべく残されているのである。このような解釈の一定部分は、政治的な憲法習律および国家諸機関の現実行動の強大な影響のもとで創り出される。その点で、憲法は片足を Sein の世界にしっかりと据えていることになる。このことから憲法の学理的な研究に経験的諸方法を用いる可能性が残され、あるいは必要性が産み出されるともいえる。

1.3 法解釈学のヘルメノイティクな本質

次に両氏は、法解釈学が本質的にヘルメノイティクなものであることによって、潜在的に選ぶ研究方法的幅がせめられてはならないことを論証しようとする。

法解釈学は、法テキストの解釈、言い換えれば諸規範の解明および体系化を性質上必然的に包摂する。解釈 (interpretation) という場合は、特に制定法の解説および解明を指す。制定法の解釈においては、法律テキストが、第一義的に法源として機能するが、これに加え、とりわけ制定法のテキストが不明瞭であったり規範の欠缺が見られたりする場合に、それらを補うものとして、確立した慣例あるいは憲法習律によって他の法源が認められる。コモンロー、法律立案資料、「体系的考慮 (systematic considerations)」, 裁判慣習、法学文献および実践的議論 (real arguments) などがそれにあたる⁽⁸⁾。しかしここで重要なのは、ある法律のテキストが、一次的な法源であると同時に、そのテキスト自身が制御しようとしている現実と互いに影響しあう、法学の研究対象でもあるということである。

ある学問の分野で数量的方法を用いることは、研究上に一定の仮説が存在することを前提とする。法解釈学はこれまで、そのような仮説が存在するという考えを回避してきた。これに関連して、法解釈学はヘルメノイティクな科学であるから、経験科学の中で発展してきた方法をこれに適用することはできない

(8) Aulis Aarnio, *Philosophical Perspective in Jurisprudence*, Helsinki 1983, p. 175.

という主張がある。しかしながら、数量的な方法は法ドグマに適用できる一だけでなく実はするべきである—とする一つの論拠は、解釈それ自体に内在する性質にもとめられる。ヘルメノイティクは、特に、解釈上の仮説の提示および正当化を必要とする方法、として説明することができる。この概念は、憲法テキストが欠缺を伴っていたり、あるいは規定上のテキストの効力を実質的に失わせる現実の解釈のために憲法が変容を強いられている状況のもとでは、研究者の注目を、仮説に関する一般的な科学的思考へ、さらにこのような思考の（ヘルメノイティクな）法解釈学への応用可能性へと向けさせる。不使用（desuetudo）の状況もまたしかりである。

ヘルメノイティクな方法がどのような方法であるかということを突き詰めれば、仮説を用いた演繹の方法を適用することであると主張することも可能である。仮説から成る基本的な理論上の要件が法解釈学に適用されるとすれば、その憲法の学理研究における帰結は次のようなものとなるであろう。まず、特定の研究の出発点となる諸事実と諸規則性が、ある仮説によって説明可能だと想定できるとする。これを法解釈学に適用してみた場合、その意味しうところは、ある研究の背景の一部をなす法規範の可能な解釈が、必要に応じて改訂・修正しうる仮説を構成になる—狭義には「ごまかし（falsification）」—ということである。また一般に仮説というものは、論理的に一貫し、系統立てて明言され、従来広く認められていた諸理論（それまで有力であった解釈）と調和していなければならない。これが法解釈学に適用されると、（その正しさあるいは是認の可否を証明しようという努力がなされているところの）解釈の候補は、実定法の意味において、そのほかの法規範といかなる衝突も起こらないように一致していなければならないということになる。つまり、いかなる解釈の候補も、それまでに作られすでに立証された解釈と調和するものでなければならないのである（規範が衝突する場合、これまでと一致しない解釈の側が立証の責任を負う）。さらに仮説には可能な限り多くの情報が含まれるべきである、という点も重要である。これもまた法解釈学に適用してみると、推奨される解釈の候補は、それが現実を受容される見込みを持つにあたって、必要不可欠な情報のすべてを包摂していなければならないという意味になる（「堅固な立論」テーゼ）。實際上、解釈は、それ自身を実行可能な現実の司法的決定にする諸要素（他の立法的諸素材との調和）を含んでいなければならないのである。

信頼できかつ説得力ある議論を打ち立て、仮説や推奨解釈を導くに際しては、十分な量の観察結果が得られる場合には少なくとも、経験科学で採用され

ている「普遍的な科学的諸方法」を用いることができ、またおそらく用いなければならない、というのが彼らの考え方である。ここでいう「諸方法」には数量的な方法が含まれるが、このことは、ロスの示唆するように、「法解釈学の諸方法はより『科学的な』諸方法にとって代わられるべきである⁽⁹⁾」ということの意味するものではない。研究の成功・不成功とその信頼性は、研究の土台となるデータの質的分類・研究計画の完成度と、収集されたデータの妥当性に依存するのであって、ある推奨解釈の受容の可否を法解釈学においてテストすることは（その現実上の正しさはここでは問わない）、一般的で厳密な科学的方法を使うことができるひとつのプロセスにほかならない。真に有効な議論は、たとえ批判的聴衆を前にしても、推奨解釈を導き出すに至ったすべてのデータを提示するであろう。このプロセスには、開かれたディスコースという要件が本来的に備わっている。

研究者の言葉のみが信頼されるとするならば—法学研究にはよくある状況だが—その帰結は、自らの解釈にしかうまく当てはまらない材料から得られた発見に基づいた、互いに衝突する「推奨解釈」が、研究当事者たちによって作られることとなろう。聴衆の一員が、ある特定の解釈に対する支持を表明するときに本質的に示されているのは、「どの研究が」ではなく、「どの研究者」がより優れ、信頼に値すると思うかということになる。こういった状況では、聴衆が合理的なやり方でコンセンサスに達することはない。現在の法・社会理論において一般化したこのような形式上、実質上の合理性を擁するテーゼは、議論の有効性を評価する際のメタフィジカルな、非合理的な諸原理にとって代わっている。法ドグマを構成するときに、このテーゼを信用すべきなのかもしれない、と彼らはいう。

学者が聴衆を説得しようとするならば、上に述べたようなやり方であらゆるデータを示そうとしなければならない。このモデルを具体的に憲法上の法解釈に適用するにあたり、研究者は次のような疑問に答えることができないなければならない。すなわち、

—結論の根拠となっているデータ（規範および／あるいは事例）はどの程度のひろがりを持つのか？

—なぜこれらの事例が特に議論を支えるために選ばれたのか。議論を支える規範と事例はデータ全体のうちどれほどを占めるのか？

(9) Alf Ross, *On Law and Justice*, Berkeley, 1974.

—推奨解釈を支持しない事例はいくつ選ばれ、またなぜそれらは捨象されたのか？

—議論を支持する材料はデータ全体に対してどの程度のひろがりを持つのか？

研究者が、自らの見解のみに根拠を与える材料を、それがいかにして選ばれたかと関連づけずに提示した場合、その研究は科学的調査の基本的諸要件を満足しているとはいえず、どちらかという直感あるいは特殊な法律的技量に依拠する研究となる。しかしながら、「何のためにその研究が選ばれたデータに依拠しているのか」を正当化するだけではこれもまた不十分である。法解釈学における彼らの目標は、研究プロセスと研究結果の両方を、それらを実証していく努力のうちに再構成することでなければならない（仮に自由なディベートを想定したとき、研究者として同じ教育を受けた人間が、他の研究者による研究の包括的なプレゼンテーションを理解することができ、同一の結論に到達できなければならない）としているからである。このモデルは、現実には完全な実現の不可能な理念型かもしれないが、追求する価値はある。研究者は研究を行う上で、資料の取捨について選択を迫られるが、この選択について研究自体が語らないならば、研究プロセスと研究結果の再構成は理論上不可能である。再構成なくしては少なくとも一定限度において一聴衆は、研究者の行った研究ではなしに、研究者自体を評価せざるを得なくなる。

仮説を基礎とするアプローチの法解釈学への適用は、場合によって、その方法が適用される母集団（population）—例えば実定法における法的規制やその関連事例—が限定されたものであることを前提している。さらに、数量的な方法は、適切な分類と統計数値の選択を必要とする。つまり両氏の認識によれば、法解釈学についての研究を行う際に直面する問題は、数量的方法を一般に用いる場合に遭遇するものと同じなのである。このことは、経験的方法が、憲法の学理的研究についての方法論上の疑問に対する決定的な回答ではないにしても、一定の場合、法解釈に特有な学問上の関心に奉仕することを示す。経験的方法は、憲法解釈に仕える堅固な議論を構成する情報の創出ツールとして機能し得るのである。

以上から、憲法上の法解釈学が本質的にヘルメノイティクなものであるからといって、研究者の研究方法上の選択がいたずらに狭められることがあってはならないことがわかる。ある特定の問題を数量的な方法を用いて検証し得るならば、あるいは少なくとも問題がそういった方法の使用を許容するのならば、

それらを用いない法はない。一方で、研究上の課題がそれ自体数量的分析に向かない場合、たとえば観察結果が量的に少なかったり特殊だったりする場合、両氏は、法解釈学に伝統的な質的アプローチをもちろん否定するものではないと述べている。

こういったマルチメソッド型の思考は憲法学者の間では馴染み深いものではないが、ポホヨライネン、フサの両氏は、こういった考え方が特に憲法において実践されている法解釈学に無縁であるはずがない、と考える。かのマックス・ウェーバーは、方法論を扱った諸論稿で理解的ヘルメノイティクと説明的口承を連結させる試みにおいて *verstehendes Erklären* という用語を使っており⁽¹⁰⁾、同種の考えを提示していると彼らは解釈している。ポホヨライネンとフサは、ギデンスの言を借りて、「ウェーバーが直接的理解と説明的理解を区別する上で行ったことは、*verstehen* と *erklären* との分割を社会科学的方法の二つの継続的局面に変容させることである。前者は後者の前提となる」⁽¹¹⁾とする。

精神科学の本来の観念は、科学の「ハードな」方法によって物質化されることから人類を守る手段として、自然科学と人文科学の区別を正統化するために磨き上げられていった。しかしながら、法解釈学の目的は、人間を研究することではなく、人間が成し遂げた偉業のうちのひとつである法規範とその内容、とりわけ法規範の内容が明確でない場合や同一の法階層上にある他の規定と衝突する場合、を研究することなのである。ウェーバーの諸論および彼の *Verstehen* と *Erklären* の問題性についての論考を検討すれば、この問題への異なった展望が開けるであろう。ウェーバーは理解と説明の間の区分を、（人文科学における）科学的方法の二つの異なる局面に変容させているのである。

ポホヨライネンとフサの方法論上の考えは、法源の内部にはもはや明確な階層は存在しないとする「多中心性（polycentricity）」の議論とも繋がりを持っている。「多中心性」は、多様な権威を伴い、多様な法的影響をもたらす特定の源泉が発達することによってもたらされるといわれているが、この議論を憲法にあてはめてみると、憲法自体の特殊性と特徴が方法論的な意味でより効果的に考慮されることになる。ならば、法の様々な領域において用いられる

(10) Dirk Käsler, *Max Weber : an introduction to his life and work*, Cambridge 1988, p.174-196.

(11) Anthony Giddens, *Studies in Social and Political Theory*, London 1980, p. 182.

方法の多中心性は言うまでもないことではないか。彼らはここから、次の定式を導き出している。「様々な法領域において様々な方法を用いることは正統化される。なぜならば理論的法学研究の種々の領域の前には、様々な問題が提示されているからである。」

政治システムの不可欠の要素として、憲法は常に高度に政治的な文書であり、憲法のこの基本的特徴は、他の法分野に比べ規定上解釈の余地がより多く残されている点にも窺える。憲法の条文が沈黙を守っている領域において、現実の憲法慣例にかかわる解釈が問題になる場合に、経験的方法を使うのは確かに不可能であろう。一方、憲法慣習が存在しない場合、より伝統的な法文のヘルメノイティクによって法の学理的研究が解釈を試みようとするのは明らかである。また、ヘルメノイティクなコンテクストとしての形式的憲法を用いる限りで、現実の憲法慣習が「理解され」うという状況も存在しよう。言い換えればこれは、*Erklären* から *Verstehen* へとシフトする、非厳格的でリアリスティックな方法論を意味する。これはまた、ある種の方法論的多中心性、あるいはマルチメソッド・アプローチ、あるいは方法論の多元主義と称することさえできよう。

ではこういった方法論の多元主義が憲法研究に提示しうるものは何か。ポホヨライネンとフサの両氏は、この方法論的多元主義に対して開かれている憲法研究上の一つの可能な領域は政党と憲法の間に存在するグレーゾーンであるとみている。憲法に関する限り、社会政治的な決定を形成する権限は規範的制度体系に依拠していなければならないと考えるのが通例である。しかしながら、ある制度あるいは政治的行為者が政治権力を行使する真のキャパシティは、憲法上の諸規範のみならず、当該行為者の現実の権力の源泉にも依存する。このことは特に、政治的諸アクターがオフィシャルな権力機構の外部で国家的権力を行使する、あるいは行使に参加するような政治システムにおいて顕在化する。そのような権力行使は憲法以外の要素に依拠する部分もあるが、立憲民主的統治において政党が重要な位置を占めていることは断言できる。いずれにせよ、西ヨーロッパの政党は立憲制の中核をなす要素と考えられている。かつて東側ブロックに属する諸国家の憲法には政党に関する規定が複数見られたが、「社会主義的」と呼ばれる政治システムの立憲性は、その多くが外見上のものであったに過ぎず、彼らの検討の対象からは除外されている。

憲法規範と政党はその生誕時期を異にしているため、政党に言及しない憲法

は数多い。新しい憲法になればなるほど、形式はどうあれ政党に関する規定が含まれる割合は高くなる。一方、古い憲法は、政党の存在を間接的に推定する規定を持つ。政党と憲法について研究する際、憲法を純粋に規範的存在としてのみ検討しても無益であり、研究対象の現実とのつながりも同様に考慮されなければならない。憲法は様々なやり方で上演できる芝居の台本として、政党はその芝居の俳優として捉えることができる⁽¹²⁾。大陸型の憲法理論において、こういった見方は、イエリネックの「国家の二重的性格」という概念によく似ている。二重的性格とは、憲法が経験世界の住人であると同時に（政治的現実・Seinの側面）、法的世界の住人でもある（成文憲法・Sollenの側面）と認識されることを示す。これがまさに、憲法上の法解釈に経験的方法を適用できる場面である。ドゥハチェク（Duchacek）のように憲法を「権力地図（Power Maps）」と見なすならば⁽¹³⁾、ことに憲法のテキストが浅薄であったり、まったく存在しなかったりする場合に、あらゆる関連領域を地図上に位置付けようとする唯一可能な方法は、経験的方法となる。経験的諸事実は、解釈者が解釈を行うための議論の材料として、ひとつの選択可能なソースである。

イエリネックのいわゆる二面理論（Zwei-Seiten Lehre）によると、国家には司法的側面と政治的側面が存在する。二面理論の主要原理は、憲法規範が抽象的な形式的・一司法的規範として、あるいは憲法慣例から自らを規定してゆく規範として現出しうることを暗示している。政党および憲法を検討する限りでは、この二面理論が与えてくれる優れた司法上および理論上の根拠によって、「現実の憲法」を構成するのは形式的・一司法的憲法と憲法慣例であることが理解されるのである。この点で憲法学は、その目的と方法について言えば、制度的な政治研究に接近してゆく。

少なくとも政党に関する憲法上の規定が、かなり大雑把なものであるか、あるいはフィンランドのように存在しないに等しい場合、二面理論は、たとえばK. C. ウィーアの「法理論が常に政治的現実と並んで歩むとは限らない」⁽¹⁴⁾という憲法に関わる簡潔な命題を無効化するための欠くべからざる理論的基盤となる。憲法上の視点から政党と憲法の間係を検討するとき、ポホヨライネンとフサは憲法をリアリスティックで非形式的なものと捉える。このような捉え方

(12) Denis Derbyshire - Ian Derbyshire, *Political Systems of World*, Edinburgh 1989, p. 11-12.

(13) Ivo D. Duchacek, *Power Maps*, Santa Barbara 1973.

(14) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, Oxford 1978, p. 31.

には、形式主義的アプローチと比較した場合に、憲法と政党の作用をより広い社会的コンテクストの一部として把握できるという利点がある。もちろんこれには、法が政治的現実と切り離された現象ではなくその一部としてとらえられる場面では、憲法のリアリスティックな概念把握が必要とされる。

1.4 憲法習律、「一般化した」法慣習、数量的方法

では彼らの言う経験的方法論、とりわけ数量的方法論とは具体的にどのようなものか。

現代の法源に関する理論は、そのほとんどが、法実践、特に諸上級裁判所の法実践の中に現れている明確な解釈方針を解釈のルールとして受容している。これについては、前出のいくつかの例で触れてきた。往々にして解釈者たちは、自らの解釈を根拠づける議論で、明確なあるいは有力な解釈パターンを構成している、または従来の解釈の路線変更を示している、と自ら判断した散発的事例に訴える。このような場合、なされた議論の有効性を評価する上でまさに数量的方法が有用となろう。巧みに示された数量的材料は、研究結果の説得力をより強くする。

そしてポホヨライネンとフサは、推奨解釈を論証するためにどのような行動がとられるかの仮想例を示す。例えば伝統的な憲法の解釈手法を踏襲する研究者が、「それまで定着していたXという方針がZという方針にとって代わられたため、ある解釈が憲法慣例において変化した」と主張したとする。その場合、当該研究者は、Xの存在を証明するために、既存の法学文献および数多くの特定事例を参照することができる。解釈上の変化は、(Xから)一定期間が経過した後の、政治的現実(あるいは判決)を証拠事例として示すことで説明できる。

この単純なアプローチでは、現代の批判的聴衆を提示された解釈に引きつけることはできない、とポホヨライネンとフサは考える。懐疑論者は、研究者が関連事例をすべて示しているか、あるいは憲法関係の重要資料すべてが実際に検討されているのかどうかを疑うであろう。事例的材料に依拠する研究ならば、研究者は該当する事例を数量的に分類して、そこに現れる研究計画に沿った解釈の方向性(票決およびその投票の配分に関するデータも同様)を示さねばならない。さらに、研究で用いられた分類と分類の根拠、資料がカバーしている期間についても述べられなければならない。法実践に基づく結論を研究者が受容されうるやり方で導出したかどうかについて懐疑論者や批判的聴衆が判

断を下す契機は、今示したような土台があつてはじめてもたらされる。つまりそうしてこそはじめて、「より開かれた議論」という理念に適う機会が提供されるのである。

さらに彼らは、法実践に関する一連の資料が増加の一途を辿っていること、また現代のコンピュータ・テクノロジーが該博なデータベースとデータ分析・管理の手段を研究者に提供してくれていることに注目する必要性を指摘する。この意味でインターネットやいわゆる情報ハイウェイは、もっとも最近の発展の所産であるが、こういった情報ソースのために、研究者は、基礎的な質的分類を数量的方法に則って行うことを余儀なくされている。資料がデータベースに入力される際、諸事例は要約され、識別インデックスが集積される。インデックスには、適用された法律、キーワード等へのレファレンスが含まれ、これらすべてが数量的調査の第一段階、すなわち材料の分類に相当する作業となる。このことを認識し損なうと、分類その他データベースの事前処理が十分な注意をもって実施されない危険が生じ、従って伝統的な法解釈研究さえも危ぶまれる状況につながると両氏は警告している。

上で触れたような聴衆理論からさらに論を進めて行くならば、研究者がその推奨解釈を結論づけるにあたってどのような方法を用いたかに細心の注意が払われる必要がある。法解釈学の伝統的モデルは、時によって、推奨解釈の正当性を非常に思弁的に擁護してきており、研究者が自らの議論を支えている資料を、なぜ、そしていかにして選んだのかについて批判的聴衆が知ることは、それを研究者自身が説得力を持ちかつ科学的に確実な方法で説明できない限り不可能である。ならば制定法、あるいは例えば判例で宣明されたものとしての慣例や憲法慣例が正反対の推奨解釈を生み出すことはない、との判断が聴衆にどうしてできようか。法解釈学における重要な問題点は、1 法解釈がどのようにしてその情報ソースを選び、2 それをどのように体系化し、3 議論の中でどのように用いるか、である。議論が憲法上のテキストに依拠しない場合、議論を支える他種の資料の必要性が提示されなければならない。

実践上の法的決定形成に限って言えば、伝統的アプローチで十分だとポホライネンとフサは考える。このことは、現実の法的決定形成という活動には時間と資料の制限が常に付きまとうことに由来する。例えば、射程と質の点で満足のいく資料が使える場合でさえ、手近な憲法判例（もしくはこれに相当するもの）の一つ一つについて詳細な経験的研究を行うことは明らかに不可能である。こういった判例等の決定の妥当性は、およそ裁判官の技量や開かれた論

争に委ねるにふさわしい。しかし法学研究に求められているのはもっと高度なものであり、ここにおける聴衆は、実際上の法的決定形成における聴衆とは異なっているのである。

今まで述べてきた諸点は、聴衆が狭い意味で法律専門家の一団とイコールである場合には問題とならないだろう。ところが法学に対しては、そこで用いられている言語と方法論が、社会科学における他研究分野の実践者たちとの実り多いディベートを排除しているという批判が向けられている。「聴衆」という概念を、すべての人からなる理念上の聴衆をあまねく含まないにしても、法曹・法学研究者共同体を超えるところまで拡張する必要性は明らかに存在する。可能な限り多くの人々が推奨された解釈の受容の可否にかかわる合理的ディスコースに参加できなければならないことは、今日のデモクラシーの諸価値に固有のものとして捉えうる⁽¹⁵⁾。さらに両氏は、この合理的ディスコースの結果（＝コンセンサス）がそれ自体経験的にテストできる（真・偽のどちらかかとして証明できる）経験的事実だと主張しても差し支えないと言う。

法曹・法学研究者共同体が、その聴衆を（憲法に関係を持つ）他の人文科学にまで拡張することはいくらかでも関心を寄せるとするならば、一つの方法として考えられるのは、法解釈で用いられているアプローチを大幅に変えることであろう。推奨された解釈を支える議論が、より幅広い聴衆、たとえば政治学者にとって理解不能なものとして立論されている限り、その議論の説得力は、議論を展開している人物の権威に依存し続けるであろう。聴衆アプローチでは、言語に基づく論証と、主張（推奨解釈）の真実性（truthfulness）に基づく論証を弁別しても無益である。聴衆が推奨解釈を受け入れるかどうかは、当該解釈の形成に用いられた諸方法を聴衆が理解するか否かに大きく左右されるのである。学問分野間での理解の深まりは、諸人文科学間の協力を推進する。ヨーロッパの憲法学における「法の賢慮（jurisprudence）」は、このことを追求せずにはおれない。学際間の理解・協力は方法論にとどまらずデモクラシーの問題でもあるといえる。なぜならば憲法の学理的な研究に用いられる諸方法をできる限り広く理解することから、憲法システム全体により大きな正統性が確実にもたらされるからである。憲法と（例えば）政党の地位を理解しようとするならば、政治的現実が考慮されなければならない。そしてポホヨライネンとフサの両氏は、フィンランドにおける政党と憲法の関わりをいくつかのシ

(15) Cf, Jürgen Habermas, *Theorie des Kommunikativen Handelns* 1-2, Frankfurt am Main 1981, passim.

ーンに分けて検討しながら、その主張を具体的に検証していく。

1.5 リアリスティック・アプローチへのひとつの序幕：フィンランド憲法と政党

○国会内での政党の影響

フィンランドでは、憲法上国会における政党の影響は認知されているが、政党機構の内部作用については言及されていない。それどころか、「国会議員は正義、真実、そして憲法のみに拘束される」とする国会法第11条により、任務を遂行している国会議員が命令的委任の禁止によって保護されていることが明言されている。

議員による国会内の会派形成は、法律による直接的要求が存在しないにもかかわらず、国会運営に欠かすことができない。政党を後ろ盾として持たない会派も形成できるが、国会内の会派構成は、事実上政党の構成に準じている。

国会の重要事案は会派によって非公式に取り扱われたほうが合理的とされ、政治的に特に重要な案件については派内決定が行われる。所属議員の行動は立法過程の全局面において、派内決定に拘束される。派内決定に離反した議員には、法的なものではないにせよ、事実上の懲罰が科される。最も重い懲罰が科された場合、議員は会派から離脱しなければならない。ただしこれによって任期中の代議士としての職務遂行が妨げられることはない。明文の規定がなくても、議事堂内での座席の決定から組閣に至るまで、多くのルールによって議会会派の存在は認知されている。

政党のインパクトは、憲法の内部に非常に頻繁に生まれる。このインパクトは、何が許され何が禁じられているかについて規範的言及がまったくない状況、あるいは言及されていてもその記述があまり明確でない状況において現れるのである。憲法はこのように習律あるいは慣例に基づき、法律を「迂回して (*praeter legem*)」政党の憲法上の地位を特定する。成文憲法を補完する一連の規範を実定法に「矛盾する (*contra legem*)」形で定立できないことは、そのような補完的規範を憲法上定立するときに不都合だと見なされている。

○大統領制

大統領の選挙制度と、特にその候補者指名のシステムは、実際上政党制に拠るところが大きい。このことから選出された大統領を一政党もしくは一党派を名実ともに代表する者と見なすこともできよう。そのため形式的憲法による義務づけが不在であるにも拘わらず、選出された大統領は、慣行により所属政党

から離党する。憲法慣習に基づくこの手続は、パーティー・ポリティクスを超越して君臨するという大統領の仮想的地位を強調しようとしているのである。

大統領が、強力な政治的権力を行使しながらも日常的な政治には関わらないアウトサイダーであり、また他権力とのbalancing・powerでもあるとされている点で、フィンランドのシステムは逆説的にも見える。実際にこのシステムは、(政党政治的な)国会の監督および責任が大統領の権力行使に及ばないからこそ機能し得るのである。しかし現実には、大統領は憲法上の機関として、諸政党との緊密な協力の下に行動しなければならない。これは特に組閣・閣僚任命の際に重要性を増す。

○組閣と内閣の政策

組閣に関する規定は、形式的憲法が改正によって実質的憲法に追従した好例である。組閣は伝統的に大統領を中心として行われ、組閣についての各党の意見を聴取するための会議には大統領が国会の議長および諸会派の代表を召集していた。この点は1990年代初頭の憲法改正により統治章典第36条に盛り込まれた。

当該規定は、組閣においては政党が重要な役割を果たすこと、さらに政府一国会もそうである一が平常時は政党政治的基盤に拠ってその構成が決定される統治機関であるということを認識したものである。この点から見ると、追加されたこの規定は「実質的な内容に乏しい」一なぜならば閣僚候補者の選出方法について法規範は存在せず、党別及び各党の慣行によるから一が、現実の閣僚選出は諸決定形成部門および議国会派の手に委ねられている。

政府の作用において一国会でも同様に一政党の役割は目に見えない。しかし現実には、異なる諸政党・諸会派出身の閣僚たちが、たとえ規定が存在しなくても各政党の政府施策を調整する目的で閣内グループを形成することからもわかるように、政府の作用における閣僚の政党に対する密着ぶりは顕著である。さらにフィンランドで過去に発生した内閣総辞職の事例をしてみると、憲法上に規定のある不信任案が可決された事例よりも、むしろ閣内で頻発する政党間の意見の不一致、すなわち内部分裂が原因となっている。フィンランドでは議会主義によって、政治運営を常に予見可能とする磐石な政党制度が要求されているのである。

○憲法外の影響経路

政党が間接的に影響力を持つことが想定されていないチャンネルを通じて、あるいは憲法上にまで及ぶ形式上の影響を持たないチャンネルを通じて、政党

が憲法に規定されている諸作用に影響を与えていることはすでに述べた。このことは、政党の影響が公式の機構を通過して、高次の政治的決定形成に至るまでいかにして伝播されてゆくに特にはっきりと見て取れる。この点において、政党が実質的憲法の不可欠要素であることは明らかである。ここから、フィンランド憲法における政党の位置づけを、半憲法的 (semi-constitutional) あるいは二元的 (dualistic) と呼ぶことができよう。このことは、政党が政治的憲法と司法的憲法の双方において同時に機能していることを意味する。つまり憲法理論によると、政党の機能は二元的といえるのである⁽¹⁶⁾。

フィンランドではこれまでに、立法、特に歳入の配分に関する決定形成に労働組合の及ぼす影響が1960年代からいかに増大してきたかを示す研究がいくつか現れている。組合の影響は、主に社会・政治的な法改正について、特定政党が支配している産別労働者団体間の交渉に基づく合意がなされる場合に顕著である。このような場合、議会に属する立法権力が、議会の外に存在する政党政治の権力領域内に実質上移転される。とりわけ雇用者、被雇用者および農業生産者が作る中央団体の影響力は看過し得ない。形式上はパーティー・ポリティクスから切り離されているはずの組合の影響力行使が、現実にはいかに政党の利益を反映しているかをも同種の研究から読みとることができるのである。

憲法上の構造を迂回して政党が政治的決定形成に及ぼす影響は、公職の任命に係わる方針にも垣間見れる。フィンランドでは、純粹に政治的理由から行われる任命は、行政法の一般原則に反すると考えられている。しかしながら、任命に際し、どんな場合に政治との関連性が（少なくとも隠蔽された）影響を持っているということになるのかを定義するのは困難である。その上、確立された慣行によってパーティー・ポリティクスに基づく公職任命が受容されているケースもいくらか見受けられる。極くハイレベルの政府諸官職がこの一群に属する。現在では一連立政権で起こりそうな事例だが一指名される人物について政府内での合意が存在しない場合に限り、大統領は合法的に憲法上の権限を行使して（統治章典第87条）、政権内での支持がない人物あるいは連立政党以外の政党—おそらくは大統領の旧所属政党—に所属する人物を指名することができるようになっている。

(16) ここでは正義を行為と規範の双方としてとらえるハンヌ・T・クラミ (Hannu T. Klami) のいわゆる法の存在論に関する二元論を指す (See briefly Hannu T. Klami, *Anti-legalism : five essays in the finalistic theory of law*, Turku 1980, p. 12-28)。

憲法が、公職の政治的任命を認めないシステムをとっていることから問題になるのは、一旦任命された官僚は政権交代が起こっても辞任を義務づけられないことである。フィンランドでは、法案の起草準備などを通じ、政党が官僚の助力によって権力を行使する「直接的」経路をどの程度確立しているかについては、まだ十分な情報集積がなされていない。

最後にポホヨライネンとフサは、彼らの議論を次のように結んでいる。すなわちフィンランドはローマ＝ゲルマン法文化に属するが、この国の政党と憲法の特異な関係は、歴史の比較的古いフィンランド憲法（特に形式的な意味での基本法）が現代の政党制の作用に適応を余儀なくされ、政治システムを補う憲法慣行や、幾分かは慣習法にも援けられつつ、政党制を受容せざるを得なかったことを示しているように思われる。今日では、ゆるやかな造りを持ち、緻密にはできていない憲法上の諸規定は、間接的ではあるにせよ、政党の作用からその生き生きとした内容を与えられていると断言できよう。憲法上の規定の如何にかかわらず、現実の政党の影響を否定するのは困難であり、これが憲法の学理的研究においても、経験的方法が有用であることを示す一つの論拠なのである。憲法上の規定の解釈と系統化を可能にするには、憲法的現実を認識することが限りなく有用である。政治と憲法は相互に切り離し得ないという否定不可能な事実を受け入れるならば、憲法の領域における Sein と Sollen という二つの存在論的世界の間のギャップはさほど大きくはないのである。

2 議論の背景と意義

以上ポホヨライネン、フサ両氏の主張の概要を紹介した。このような議論が生まれてきた背景は、いったいどのようなものなのだろうか。そしてこの動きは同国の憲法学界でどのような影響を持ち、どう評価されているのか。

フィンランドにおける公法研究は、冒頭にも述べたとおり、法曹養成を主眼とする法学部（1961年トゥルク大学に法学部が創設されるまで首都にあるヘルシンキ大学にのみ設置されていた）に独占されていたが、1965年タンペレ大学経済行政学部に公法学講座が設置されたことにより、公法が非法学的立場からも研究されるようになった。社会学・行政学の立場から公法をとらえていく、いわゆる「タンペレ学派（Tampere koulu）」がここに生まれたのである。ポホヨライネンは、タンペレ学派の創生期を支えた一人に数えられている。タンペレ学派が1970年代に法学の本質について呼び醒ました議論は、ヘルシンキで

保守的な教育を受けた人間と対立する要素を持っていた。しかしながら、ヘルシンキとタンペレの間で生まれた学問上の論争は、アールニオ（Aulis Aarnio）が述べているように、フィンランドの法思想を著しく豊かなものにした⁽¹⁷⁾と評価されている。アンテロ・ユランキ（Antero Jyränki、現トゥルク大学法学部憲法・国際法担当教授）はヘルシンキ大学で法を学んだ一人だが、博士論文の草稿を書き上げつつあった1966年、タンペレ大学で公法を教えることになった。彼は当時を振り返って、「教える科目は公法だったが、研究環境は圧倒的に非法学的だった。この環境に影響を受け、次のような理解が私の中に急速に形成されていった。つまり、いわゆる本来の社会学も法規範と何らかの繋がりを持つのだ、あるいは—こうも言えるだろう—法規範に対するアプローチは解釈や体系化のみを意図して行わなくてもよいのだ、という理解が…」⁽¹⁸⁾と回想している。1969年にはこのユランキを中心にして、シンポジウム『法学70』が開催され、法学研究の方法論について活発に意見が交わされた。また法解釈学の非科学性に対する批判や、社会学、心理学及び歴史学の手法を用いて、法規範と社会の相互作用を研究することの必要性などが議論されたのである⁽¹⁹⁾。

時を経て1995年、『公法の研究』と題したフサの博士論文が発表された。その中で彼は公法学におけるいわゆる法解釈学の方法論を検討し、とくに法学の科学性に関する60～70年代の議論、これに関係して特にタンペレ学派の誕生、そのフィンランド公法研究に対する影響を扱った。この論文によって、再び公法学界に方法論に関する議論が喚起され、『法学70』から25年を経た95年夏に、再びユランキやポホヨライネンを中心として、『フィンランドにおける公法学研究』と題するシンポジウムが開かれるに至ったのである。

ユランキとリエプラ（Esko Riepula）による同シンポジウムの基調講演では、法解釈学的研究においても方法論上の開放性が必要と主張された。またディスカッションでは、フィンランドのEU加盟に関連し、法律上の諸規定の解釈準則が変わりつつある状況における多面的アプローチの重要性が挙げられた。参加者からは、法学上の研究に社会科学の分野で広く用いられている手法を統合させ、それによって研究対象について意義あるデータを新たに取り出そ

(17) Aulis Aarnio, "Oikeustieteen muuttuminen. Onko sitä tai pitäisikö olla?" *Oikeus* 3/1996, s. 223.

(18) Antero Jyränki, "Valtiosääntöoikeudellisesta tutkimuksesta Suomessa", *Oikeus* 1/1996, s. 41.

(19) Jyränki, s. 43.

うとする試みが必要であるという意見が出された。そして最後には、学問の発展と革新はまさに方法論の多様性によって確実なものとなり、諸学問分野の境界領域をテーマとして行われる研究は、方法論上の広い視野と学際的な研究協力を前提とすることが確認された⁽²⁰⁾。

今回紹介したポホヨライネンとフサの両氏による論文は、95年のシンポジウムで指摘された方法論の再考に関する議論に肉付けし、さらにそれを政党という憲法と政治の境界領域に適用する可能性を探ったものといえる。両氏は世代の違いはあれ、同シンポジウムの主催校であったヨエンスー大学社会学部の公法学科でともに教鞭を執っている。またタンペレで学び、公法研究に用いる事例データの処理に経験的手法を用いることをその博士論文の中で提唱したフサは、タンペレ学派新世代の旗手といわれている⁽²¹⁾。両氏の研究者としての歩みをたどって行けば、彼らがシンポジウムでの議論の結果を継続的に発展させていくのは至極自然なことだろう。

しかしながらあらためてここで気づかされるのは、69年と95年のシンポジウムで交わされた方法論に関する議論の内容が、ほとんど変わっていないことである。前出のアルニオは自分自身『法学 70』に参加し、発表を行っているが、95年のシンポジウムの内容について次のように諷している。「議論のテーマは、ご覧のように、70～80年代のテーマがあたかも斬新で独創的な発明であるかのように装って、90年代に再浮上したものだ。当時このテーマについては、特にドイツで何十年も前になされた論争としばしば切り離して論じられたが、今も状況は同じである。大世界の潮流が北の袋小路までやって来るには途方もなく時間がかかる。」⁽²²⁾そしてアルニオは、「フィンランドにおける法学に対する批判者達より何十年も前に」、彼らと同じ内容をドイツで主張した研究者のうちのひとりとして、オイゲン・エールリッヒを挙げるのである。

伝統的に規範の解釈に力を注いできたフィンランドの憲法学が、タンペレ学派を中心として、現実の分析に関心を払うようになってきたのは、憲法規範と

(20) Teuvo Pohjolainen, "Suomalaiset valtiosääntö- ja hallintooikeuden tutkijat koolla Joensuussa", *Oikeus* 1/1996, s. 39.

(21) Jyräni, s. 47.

(22) Aarnio, s. 223.

現実の間に存在する著しい乖離が認識され始めたためでもある。日本で「規範と現実の間の著しい乖離」といえば、まず浮かんでくるのは憲法第9条を巡る安保条約や自衛隊に関する問題だが、フィンランドでは事情が異なる。同国では、基本法の内容に抵触する（あるいはその恐れのある）法案を基本法の制定手続⁽²³⁾によって可決することができる。このようにして可決された法律は「例外法」とよばれ、現在までに900近い法律がこの方法で制定されてきた。例外法は現在でもごく頻繁に用いられており、例外的な状況のみならず、平時においても、また時限立法だけでなく永続的な必要を満たすために制定される法律にも適用されている。憲法上の規範から逸脱する法律を、あるいはその恐れをもつグレーゾーンにある法律を、念のために例外法として大量に制定することは、当然に規範と現実の間に大きな亀裂を生じさせてきたのであった。例外法をテーマにしたフィンランド国内での研究を見てみると、次のことに気づかされる。つまり、法曹研究者が例外法をテーマに研究を進めた場合は、その根拠規定である統治章典第95条および国会法第94条⁽²⁴⁾の解釈が中心となり⁽²⁵⁾、これがタンペレ学派の研究者の手にかかると、彼らは実際に制定された例外法を分類・分析し、例外法が憲法上の規範と現実の間に結果的に生み出してきた乖離の幅や方向性、その影響を測ろうとするのである⁽²⁶⁾。これは法

(23) 基本法の制定・改廃には、国会法第67条に定められる特別多数の手続が用いられる。特別多数の手続には二種類あり、過半数で法案の審議を国政選挙後まで一時的に中止する旨決定し、選挙後3分の2の多数で可決する通常の手続と、6分の5の多数でその法案が緊急であることが宣言された後、選挙を挟まずに同一の国会で3分の2の多数により可決する緊急手続がある。

(24) 統治章典第95条1項「この統治章典は、すべての箇所について廃止することのできない基本法であり、基本法について一般に定められている以外の手続によって統治章典を改正、解釈または廃止し、あるいは統治章典への例外を定めることはできない」。国会法第94条第1項「(前略) この国会法は、すべての箇所について廃止することのできない基本法であり、基本法について一般に定められている以外の手続によって国会法を改正、解釈または廃止し、あるいは国会法への例外を定めることはできない。」

(25) 代表的なものとして Mikael Hidén, *Perusoikeudet Hallitusmuodon II luvussa, Oikeustiede -Jurisprudentia* 1971, s. 3-117; Mikael Hidén, *Huomiota poikkeuslakikäytännössä*, *Lakimies* 1975, s. 78-98を参照。

(26) これを実際に行ったのがまさにボホヨライネンである。彼の博士論文 Teuvo Pohjolainen, *Kansalaisten perusoikeudet ja poikkeuslainsäädäntö*, Tampere 1980を参照。

曹研究者とタンペレ学派の研究者の研究カラーの違いを表しているひとつの例としても挙げることができよう。

繰り返しになるが、今回紹介した論文は、経験的手法を法解釈学に導入する意義を説明する部分と、前半で説明された手法をポテンシャルに用いることのできるひとつのテーマとして、憲法上に明言されていない政党の憲法上の位置づけについて考察を加えている後半部に分かれている。ただし後半部分は1995年東京で開かれた国際憲法学会の世界大会に両氏が寄せたナショナルレポート⁽²⁷⁾と内容的にかなり重複し、また内容的にも両氏が当該論文の前半部分で強調した「経験的・数量的手法」を用いて行われた考察とはいえない。従って当該論文では明らかに前半に力点が置かれており、そこにおいてフィンランドではまだなされていない憲法学的見地からの体系的・非法解釈学的な政党研究で用いる方法論について両氏が宣言をおこなったものとみてよいと考える。両氏は、憲法学における存在と当為の機能不全を指摘し、「Sein の世界に片足を置いた」憲法の、現実的側面の分析を法解釈学へ融合させていくことを説く。そのうえで、この論文について注目すべき点が少なくとも二点あると思われる。

まず一点目は、論文中で採り上げられている「聴衆理論」である。一見してわかるように、この理論はペレルマンの「聴衆」概念に立脚している。しかしながら「聴衆」という概念を用いるときのペレルマンの関心が、主として法的決定の根拠が受容しうるものか否かに向いているのに対し、ポホヨライネンとフサの両氏は、この概念を学術研究の合理性を評価する際に用いようとしているのである。ここにおいて両氏は解釈の正当性の一部を聴衆による「合理的ディスコース」に求め、それが成立する条件を模索している。「聴衆」（法曹・法学研究者共同体の内部に留まらない）が解釈についてコンセンサスを形成できるように、解釈者には彼らに対して、解釈の構成に際して用いられた方法と資料選択について説明する義務があることを明確にし、そこから喚起された「開かれた討議」を通じて、憲法学が他の人文科学の分野とも共通理解の成り立ち得る学問に発展する可能性を追求しようとする彼らの理論は、一聴の価値がある。

二点目は、コンピュータ・テクノロジーの利用をも射程に入れた議論であ

(27) Teuvo Pohjolainen - Jaakko Husa, "Political parties and the Finnish Constitution", in Kirsi Pohjolanen (ed.), *Constitutionalism in Finland-Reality and Perspectives*, Helsinki, p. 16-29.

る。フィンランドでは法学研究におけるコンピュータの利用が進んでおり、たとえば FINLEX とよばれる判例データベースは、法を学ぶ学生および研究者、実務法曹の間で活発に利用されている。また最新判例や法律立案資料、国会での法案審議過程などはインターネットのホームページに逐一アップされ、一部を除き印刷されるのを待つ必要がなくなった。このような技術革新が経験的・数量的手法の発展に寄与しないはずがない。ただし情報入手が著しく容易になっても、事例の要約やインデクシングなど、自らの研究意図に沿ったデータの処理に細心の注意が払われねばならないことには彼らの言うように何の変わりもない。無計画な情報の収集が、不必要な処理に関わる時間の空費に繋がりがり得ることは覚えておかねばなるまい。日本においても判例のCD-ROM化などが進みつつあり、経験的・数量的手法の発展、およびこれらを用いた具体的な研究の出現が待たれる。

おわりに

冒頭に述べたとおりフィンランドは小国である。少人口であることはすなわち研究者の数も少ないことを意味する⁽²⁸⁾。ここから起きるのは次のような現象である。すなわち立法者と法適用者、そして法学研究者からできあがる法曹・法学研究者共同体の枠組みは非常に小さく、共同体の構成員は互いに強い影響力を与え合っている。彼らは皆、大学における法律教育という共通の知識基盤を持ち、共同体のどこで新たな進歩（法解釈学上のものであるかどうかを問わず）が見られても、そのもたらす果実を難なく自らのものとして享受することができるのである⁽²⁹⁾。

公法研究の方法論に関する議論が高まりを見せた70年代は、基本法を構成する諸法の全面改正が叫ばれていた。その際には立法者、法適用者、法学研究者を含む委員会を中心に、膨大な量の覚書が作られた。その中身は法解釈に関するものに限られず、これと呼応するように憲法の学術研究におけるアプローチも多様化していった。この全面改正の試みは70年代が終わらぬうちに挫折してしましたが、80年代末から95年までに大統領および議会の権限に関する基本法改正と基本権規定の全面改正が実現し、現在は基本法の単一法典化が2000年を

(28) ユランキはこう呟いている：「国は小さく、研究者は足りない。」Jyränki, s. 45.

(29) *Ibid*, s. 45-46.

目途に進められている。基本権規定改正が進んでいた時期においても、非法解釈学的なアプローチを採る研究業績は確かに増加していた。このように研究アプローチの多様化と基本法改正議論の隆盛の間に相関関係が存在することが指摘されている。しかし一方で次のような傾向も研究者によって確認されている。つまり一旦基本権規定が発効すると、研究の主たる関心は、再び基本権の解釈に向けられるようになってしまうということである⁽³⁰⁾。だからこそ単一法典化の作業が着々と進められている現在は、方法論の展開がまさに再び期待されるときなのではあるまいか。このような背景の中で、理論と憲法現実に架橋しようとする両氏の試みは、今後も注目に値するとおもわれる。

(30) *Ibid.*, s. 47-48.